

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和5年度国道2号茶屋橋交差点改良船木大橋仮設橋梁賃貸借
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 山口河川国道事務所長 山田 直也 (山口県防府市国衙1-10-20)
契約締結日	令和5年4月3日
契約の相手方の氏名及び住所	(株)三友 (山口県防府市駅南町9-43)
契約金額	9,131,703円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予定価格	非公表 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約によることとした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備考	

随意契約理由書

契約業者名 三友（株）

件 名 令和5年度国道2号茶屋交差点改良 船木大橋仮設橋梁賃貸借

契約理由

本件は、国道2号宇部市船木地先において仮設橋梁の賃貸借を行うものである。

茶屋交差点改良事業における船木大橋の架替に伴い仮設橋梁を設置している。現在「令和4年度国道2号茶屋地区橋梁撤去他工事」において、賃貸借料の支払いを行っており、令和5年3月末の工事完了に伴い支払いが終了となる。仮設橋梁は船木大橋の架替完了まで引き続き使用するため、賃貸借契約を実施するものである。

本賃貸借契約において、当該仮設橋梁の所有者であり、他に競合するものはなく、契約対象は、上記業者のみである。

よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、随意契約を行うものである